

材料エネルギー学部成績評価に係る不服申立取扱要項

(令和5年4月1日材料エネルギー学部長決裁)

機密性 1

(趣旨)

第1条 この要項は、成績の評価に関する取扱要項(平成16年4月1日学長決裁)第6条第3項の規定に基づき、島根大学材料エネルギー学部で開講する専門教育科目の成績評価に対する不服の取扱いについて定める。

(不服申し立ての手続き等)

第2条 学生は、成績評価に関する不服申立書(別紙様式第1号)(以下「申立書」という。)に必要事項を記入し、松江地区学部等事務部学務課(以下「学務課」という。)に提示する。

2 学務課は、学生から提示された申立書の記載内容を確認し、申立書を教育・学生支援、入試担当副学部長(以下「副学部長」という。)に提出する。

3 副学部長は、不服申し立てのあった授業科目を担当する教員以外の材料エネルギー学部構成員及び材料エネルギー学部担当事務職員若干名で構成される調査委員会を設置する。

4 第2項及び前項にかかわらず、副学部長が当該授業科目の担当教員であった場合は、学務課は申立書を就職・研究推進担当副学部長に提出し、就職・研究推進担当副学部長が不服申し立てのあった授業科目を担当する教員以外の材料エネルギー学部構成員及び材料エネルギー学部担当事務職員若干名で構成される調査委員会を設置する。

5 調査委員会は、不服申立書の提出に対して次の各号に掲げるとおり対応する。

- 一 当該学生と面談し、不服申立書の内容確認を行う。
- 二 授業担当教員と面談し、不服申立書の事実確認を行う。
- 三 回答書(別紙様式第2号)を作成し、授業担当教員に提示する。
- 四 回答書を当該学生に提示する。
- 五 回答書を学部長に報告する。

(申し立てできる期間)

第3条 学生が申立てをできる期間は、成績通知の日から起算して20日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業予定学期の学生に係る成績評価に関する不服申立ては、成績通知の日から起算して原則として3日以内とする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

令和 年 月 日

成績評価に係る不服申立書

材料エネルギー学部長 殿

申立者
学生番号
氏 名
連絡先電話番号

材料エネルギー学部成績評価に係る不服申立取扱要項第2条第1項に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

1. 授業担当者氏名
2. 授業科目名
3. 成績評価に関する問い合わせ年月日
4. 不服申立内容（詳細に書いてください）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和 年 月 日

成績評価に係る不服申立に対する回答書

申立者
殿

材料エネルギー学部長
〇 〇 〇 〇

材料エネルギー学部成績評価に係る不服申立取扱要項第2条第5項第3号に基づき、下記のとおり事実関係の調査結果を回答します。

記

- 1. 授業担当者氏名
- 2. 授業科目名
- 3. 不服申立内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- 4. 調査結果

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....